

東京都文化財庭園等景観形成特別地区の指定による殿ヶ谷戸庭園における制限事項

1. 東京都景観計画の概要

<東京都景観計画の目的>

- ・東京都は、景観法の施行及び東京都景観審議会の答申（平成18年1月）を踏まえ、「東京都景観計画」を策定し、平成19年4月1日から施行。
- ・本計画は、景観法を活用した届出制度や景観重要公共施設の指定などに加え、都独自の取組みとして、大規模建築物等の事前協議制度など、良好な景観形成を図るための具体的な施策を示したもの。

<基本理念>

- 都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成
- 交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展
- 歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上

2. 東京都文化財庭園等景観形成特別地区の概要

- ・「文化財庭園等景観形成特別地区」とは、名勝や重要文化財などに指定されている庭園内部からの眺望を保全し、歴史的・文化的な景観を次代へ伝えていくため、その周辺における建築物の外壁の色彩や隣棟間隔、屋外広告物の表示などについて、規制・誘導を行う地区のこと。都内の庭園9か所が指定されていたが、平成28年、殿ヶ谷戸庭園を追加指定した。

3. 当該地区に関連する制限事項等

1) 殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区

(対象範囲)

- ・庭園の外周線からおおむね100mから300mまでの範囲※（右図の赤線の内側）
- ※建築物等のスカイラインや色彩，屋上広告物等が，庭園からの眺望の一部として認識されうる範囲

(届出対象)

- ・高さ20m以上の建築物の新築，増築，改築など
- ・高さ20m以上の工作物の新設，模様替など

(景観形成基準)

- ・庭園からの眺望の開放感を阻害しないよう隣棟間隔等の確保
- ・庭園からの眺望を阻害しない高さや規模への配慮
- ・色彩基準への適合
- ・庭園の緑との連続性の確保 など

2) 大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

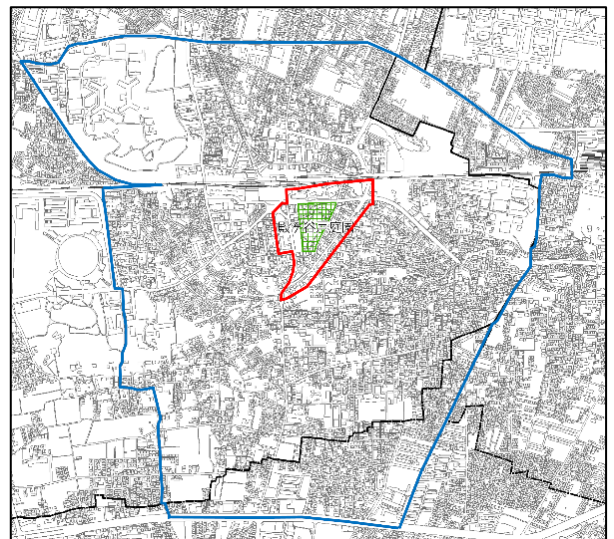
(対象範囲)

- ・庭園の外周線からおおむね1kmまでの範囲（右図の青線の内側）

(事前協議の対象)

- ・市街地再開発事業や総合設計等の制度を活用して計画される大規模建築物

4. 対象範囲図



凡例 赤線の内側：殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区
青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

(制限事項)

- ・大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準（下記）に加え，殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区の景観形成基準（上記，景観形成基準参照）への適合。

(大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準)

- ・隣棟間隔の確保
- ・周辺と統一感のあるスカイラインへの配慮
- ・周辺と調和した色彩への配慮
- ・屋上に屋外広告物を設置しない など